

令和3年度
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

福祉用具貸与におけるモニタリング等の
実態に関する調査研究事業

報告書

令和4年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象とされています。

また、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険制度施行当初よりその供給方法は貸与が原則とされているところです。

なお、販売については、貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）について、福祉用具の購入が保険給付の対象とされています。

この福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の適切な選定等が行われるよう、福祉用具専門相談員には利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画の作成が義務化されました。

更に福祉用具貸与では、福祉用具がこの計画に基づき適切に提供・使用されるよう、1.貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検、2.利用者の身体状況等に応じた福祉用具の調整、3.福祉用具の使用状況の確認・指導・修理、4.計画の実施状況の把握及び必要に応じた計画変更等を含むモニタリング・メンテナンスを実施することが義務づけられています。なお、特定福祉用具販売については、モニタリング・メンテナンスの義務付けはありません。

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目の在り方について、利用実態を把握しながら、利用者の安全性の確保等の観点から今後検討していくべきとの課題が示されました。本事業においては、この課題への対応として、福祉用具専門相談員が行うモニタリング等について、次の①～③の観点を踏まえた実態把握を行い、利用者の安全性を確保する仕組みに関する調査研究を実施しました。

- ① 福祉用具専門相談員の具体的なサービス提供内容
- ② モニタリングを通じた福祉用具貸与の変更内容や頻度
- ③ モニタリングに際した福祉用具専門相談員と他の職種の連携状況

本調査研究で明らかとなった福祉用具専門相談員が行うモニタリング等の提供実務に係る整理と課題を通じて、今後の介護保険制度における福祉用具貸与と販売種目のあり方に関する検討の一助となれば幸いです。

おわりに、本事業の実施において、ご尽力を賜りました検討委員会の委員の方々や、アンケート・ヒアリング調査の実施にご協力をいただいた関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

目次

1. 事業概要	1
1-1. 事業実施の背景・目的	1
1-2. 調査の進め方	1
1-3. 検討委員会の設置・開催	3
2. 福祉用具専門相談員の具体的なモニタリング・保守メンテナンス等の提供内容に係る実態調査 （アンケート調査）	4
2-1. 調査概要	4
2-2. 調査結果	6
2-3. 調査結果のまとめ	69
3. 福祉用具専門相談員との多職種連携に係る事例収集（ヒアリング調査）	74
3-1. 調査概要	74
3-2. 事例の整理	78
3-3. 多職種連携に係る事例に関するまとめ	84
4. 福祉用具専門相談員に必要な専門性と安全性の担保に向けた取り組みに係る実態調査（ヒア リング調査）	86
4-1. 調査概要	86
4-2. 調査結果	88
4-3. 調査結果のまとめ	100
5. 安全利用に係る同一商品の交換頻度実態調査	102
5-1. 調査概要	102
5-2. データ分析の方法・結果の見方	106
5-3. データ分析結果	111
5-4. 分析結果のまとめ	133
6. 本調査のまとめと今後の課題	134
6-1. 本調査のまとめ	134
6-2. 今後の課題	141
参考資料	145
提供実務票「福祉用具専門相談員として専門性を発揮できたと思うポイント」自由記述	145
事業所票	177
提供実務票	178
交換件数と貸与月数のグラフ	210